

# 自動車と税金

自動車に関わる税金については、次のようになります。

## ◆自動車を取得した場合

- 自動車取得税（県税）・・・自動車取得価額の5%（営業用・軽自動車は3%）
- 消費税（国税及び地方税）・・・購入価格の5%

## ◆自動車を所有している場合

- 自動車税（県税）・・・排気量などに応じて段階的に分かります。
- 軽自動車税（市町村税）・・・軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車等に課税されます。
- 自動車重量税（国税）・・・車検などの際に自動車の重量等に応じて税率が定められ、課税されます。

## ◆走行する場合

- 揮発油税（国税）・・・主に自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金で1リットルあたり48円6銭です。
- 地方揮発油税（国税）・・・主に自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金で、納税する人は揮発油の製造者もしくは、揮発油を外国から輸入してきた場合は輸入者となります。税額は、1リットルあたり5円2銭です。
- 軽油引取税（県税）・・・ディーゼル車両の燃料等に用いられる軽油にかかる税金で1リットルあたり32円10銭です。
- 石油ガス税（国税）・・・LPガス（石油ガス）に対して課税し、揮発油税や軽油引取税と均衡のとれた税負担を実現しています。石油ガス税の税率は、LPガスの質量に対して設定されています。この税は、半分が国、半分が地方の道路整備費用に充てられており、税率は1kgあたり17.5円です。
- 消費税（国税及び地方税）・・・燃料購入価格の5%

